

2. いじめ対策に係る組織

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行い、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」等の組織を設置します。

第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【いじめ未然防止・対策委員会】

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、下記のメンバーでいじめ問題に取り組みます。また委員会は、取り組みの検証等に加え、相談・通報窓口、情報の収集と管理、緊急時の対応の中核を担います。

【学校内】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、教育相談主任、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任、心の教育相談員

【学校外】

P T A会長（本部役員）、学校評議員、主任児童委員、民生児童委員（いじめ未然防止・対策担当を2～3名委嘱）、教育委員会関係者、校医等

【日常的な対応】

①企画会議（主任会）

校長、教頭、教務主任、◎生徒指導主事、学年主任
※週に1回開催：各学年の状況を把握し、対策等を検討します。

②運営委員会

校長、教頭、◎教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、指導部長
※約2ヶ月に1回開催：経営会議（主任会）等で出された事案等を検討し、対応等について協議します。

③いじめ不登校対策委員会

生徒指導主事、◎教育相談主任、保健主事、学年主任
（※①と兼ねる場合もある）
※主に不登校を中心に、不登校の要因といじめ問題等の関連を協議します。

【緊急を要する対応】

P T A会長（本部役員）、学校運営協議会委員、各務原警察署、主任児童委員、民生児童委員（いじめ未然防止・対策担当を2～3名委嘱）、教育委員会関係者、校医等

【重大問題と判断される時の対応】

※生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
・各務原市教育委員会へ速やかに「第一報」を報告し、教育委員会指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたります。
・重大時は、直ちに各務原警察署に通報し、適切な援助を求めます。

3. いじめの未然防止のための取り組み（自己肯定感・有用感を高める取り組み）

- 【教師】 ①すべての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった」「できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実します。
- ②すべての生徒が、大切な学級の一員であり、一人ひとりが仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営を充実します。

- 【生徒】 ①いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも定期的に取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導します。
- ②自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されない行為等であることについて、「那加中人権宣言」を活用し、仲間を大切にしたい言動ができるよう繰り返し指導します。